

平成 18 年 8 月 3 日

各位

東京都渋谷区渋谷 1 丁目 17 番 8 号  
日本エンタープライズ株式会社  
代表取締役社長 植田勝典  
(コード番号 4829 ヘラクレス市場)  
問合せ先:取締役管理本部長 田中勝  
TEL: 03-5774-5730

## 取締役及び監査役に対するストックオプション報酬額及び内容に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 8 月 3 日開催の取締役会において、当社の取締役及び監査役に対するストックオプション報酬額及び内容決定に関する議案を、平成 18 年 8 月 25 日開催予定の当社第 18 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 議案付議の理由

当社取締役の業績の向上に対する意欲や士気を高め、長期的な業績・社会的信頼性の向上を図るため、当社取締役及び監査役に対し、ストックオプションを付与するものであります。

会社法(平成 17 年法律第 86 号)施行前におきましては、ストックオプションは、株主以外の者に対し特に有利な条件で新株予約権を発行するものとして、その発行手続きにおいて、株主総会の特別決議による承認手続きを経ておりましたが、会社法施行後においては、取締役及び監査役に対してストックオプションとして割り当てる新株予約権が取締役及び監査役の報酬等の一部であると位置づけられたことに伴い、本総会においては、取締役及び監査役に対するストックオプションのための報酬等の内容決定に関する議案として付議いたします。

当社取締役の報酬額は、平成 12 年 8 月 21 日開催の第 12 回定時株主総会において年額 3 億 2 千万円以内、当社監査役の報酬額は、平成 12 年 8 月 21 日開催の第 12 回定時株主総会において年額 4 千万円以内として承認いただき現在に至っておりますが、これらの報酬額とは別枠として、当社取締役に対する報酬として以下の内容の新株予約権を年額 2 億円の範囲で、また当社監査役に対する報酬として以下の内容の新株予約権を年額 2 千万円の範囲で、過去の付与実績等に鑑み、それぞれ付与することにつき承認をお願いするものであります。この報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まないものといたします。

なお、同株主総会において「取締役 6 名選任の件」を承認いただきますと、ストックオプションの対象となる取締役及び監査役は 9 名となります。

具体的な付与数は、上記報酬額の範囲内で、固定報酬等とのバランス、各取締役及び監査役の職務内容等を勘案の上、取締役会の決議により定めます。

## 2. 新株予約権の内容

### (1) 新株予約権の総数

取締役の場合：10,000 個を1年間の上限とする

監査役の場合：1,000 個を1年間の上限とする

### (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は当社普通株式1株とする。ただし、本総会後に、当社が当社普通株式につき株式の分割（無償割当を含む。）又は株式の併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、本総会後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合にも、必要かつ合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は、取締役の場合、10,000 株を1年間の上限とし、監査役の場合、1,000 株を1年間の上限とする。

ただし、上記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に上記(1)記載の新株予約権の上限数を乗じた数を、それぞれ上限とする。

### (3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際して出資される新株予約権1個当たりの金額（以下「行使価額」という。）は、次により決定される1株当たりの価額に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）における大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権の割当日の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に売買がない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は後者の価額に1.05を乗じた金額とする。

なお、新株予約権割当日後に、当社が当社普通株式につき株式の分割（当社普通株式の無償割当てを含む。）または株式の併合を行う場合、その他行使価額を調整することが適切な場合は、当社が必要と認める処理を行うものとする。

### (4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の募集事項を決定する取締役会決議の日の翌日から当該決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、当該取締役会決議の定めるところによる。

### (5) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得するには、当社取締役会の承認を要する。

#### (6)新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当てを受けた取締役又は監査役は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。
- ② 上記①にも関わらず、新株予約権の割当てを受けた取締役又は監査役が死亡した場合は、相続人が新株予約権割当契約に定める条件に従い、相続の対象となった新株予約権を行使することができるものとする。
- ③ その他の権利行使条件については、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定める。

#### (7)新株予約権のその他の内容

新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される新株予約権の募集事項を決定する取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとする。

以 上